

証 人 調 書

(この調書は、第11回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成30年(行ウ)第33号
期 日	令和3年3月5日 午前10時30分
氏 名	■■■■■
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以 上

被告代理人尾崎

乙第27号証（陳述書）を示す

この陳述書は、あなたが内容を確認して押印したものでですか。

はい、そのとおりです。

この内容は、あなたの記憶のとおりに書かれていますか。

はい、そうです。

あなたは、平成30年度において、原告の勤務していた■■■小学校の校長でしたか。

はい。

以下、本件で問題とされている平成29年9月から平成30年7月までの期間についてお聞きします。あなたは、原告に対して、文書または口頭で時間外勤務を命じたことはありましたか。

ありません。

ちなみに、あなたは原告以外の教職員に対しては、文書または口頭で時間外勤務を命じたということはありましたか。

ありません。

今の期間に原告がその自由意思が強く拘束されるような形態で時間外勤務をしたということはありましたか。

強く拘束されるという。

原告の自由意思が強く拘束されるような状態で勤務したという事実はありましたか。

ありません。

原告代理人江夏

あなたが小学校教員として最も大事にしていることって何ですか。

子供が真っすぐに成長できるように、そういう思いで私も教員になりました。

じゃ、原告の在校時間についてちょっと聞いていきます。今回原告が平成30年4月以降も定時を超えて残業していたというふうに主張されている事実は知っていますね。

知っております。

その具体的な時間というのは、訴状の資料で見たことありますか。

細かいところまではちょっと見ていないですけども、ただ、定時を超えて仕事をされていたところは、確認はしております。

例えば7時であったり、遅いときは8時に帰っていたりとか、そういった記録があったのは御記憶ありますか。

8時があったかどうかは、よく覚えてはおりません。ただ、生徒指導上のことがあったりだとか、あと他の学年の先生から相談を受けて、その相談を受けて真摯になって一緒に取り組んでいるときに遅くまでかかっていたことは認識しております。

なので、あなたは校長としての立場で、■■■さんが勤務時間を超えて働いていたことはしっかりと認識されていたということによろしいですね。

私から命令はしていませんけれども、子供のために定時を超えて働いていることがあったことは認識しております。

8時半より前に、午前の8時半ですよ。前に■■■さんが出勤していたことは御存じですか。

8時半より前に出勤をしていたことはあったと思います。私もその時間帯、登校指導に毎日出ておりますので、どの時間帯に出勤しているかは直接目では見ておりませんが、それより前に出勤していたことは認識しております。

ちょっと登校指導の話に入るんですけど、あなたは毎日登校指導をやられていたんですか。

私は毎日やっています。

先ほど■■■■校長のお言葉をお借りすると、やっぱり■■■■小学校特有の問題で、交通量がすごく多くて、児童の安全のために登校指導というか、登校については教員にもお願いしてやっていたということを御証言されていましたが、あなたもそういう認識ですか。

私が着任をした年の最初の4月ですかね、着任したばかりですので、学校の教育の細かいところまでは目を通しておりませんので、それで職員会議のほうに入りましたけれども、登校指導のほうは提案が、提案といたしますか、お願いが安全部のほうからありました。私も■■■■小学校は交通量が多いということは認識しておりましたので、月初めですかね、職員に登校指導のほうを可能な限りということをお願いはした事実があります。

平成30年の年度当初のことについてお聞きしていくんですが、原告から朝の登校指導は勤務時間外だから、やめるべきだというような提案があったのは覚えていらっしゃるでしょうか。

よく覚えております。

そのときあなたは、何と答えたんですか。

私も着任した早々ですので、■■■■小学校の学校の様子を全くよく分かっておりません。私も前任の学校にいるときにここで大きな交通事故があったということも認識しております。私も実際に学校を回ってきたときに非常に狭くて見通しの悪い道路がたくさんありまして、いつ交通事故が起きるか分からない状況だということも自分の目で認識をしました。地域では、かなりの方々が登校指導に立っていただいておりますけれども、教員の目でも何回かは自分でその状況を見て、それを子供の指導に生かすということが重要だと考えてお願いをしました。

つまりあなたとしては、登校指導というのは非常に重要だから、教員には要

はやらせていたということによろしいですね。

ただ、その回数ですけれども、私は管理職として必要なので、毎日登校指導を1時間やっています。これは、やはり管理職として必要だと思ったからです。それは、一人一人の職員方が登校指導にかかる時間を多く取るわけにはいかない、管理職が自ら行くことによって、私が地域の方々に声をかけながら、いつもありがとうございますと言ってやっております。職員にはできるだけその負担をかけたくないというふうに思いました。月初めのそれぞれ多分1人1回程度だと思えますけれども、その程度は何とかお願いしたいということで、前年度に引き続きお願いをしました。ただ、職員の働き方については私も十分認識しておりますので、翌年度にはその回数を半分に減らしたりだとか、そういうふうな取組はしてきております。

その登校指導に参加した教員がその後勤務時間を調整することをあなたは具体的にやったりしたことはありますか。

指示はしました。

指示して、実際にどういうふうに、例えば原告で言うと、原告も登校指導に出ていますよね。

はい。

そのときの勤務時間の調整というのは、あなたは具体的にされたんですか。

私がしたのは、口頭では調整をしてくださいと最初言いましたけれども、それは口頭です。その後文書で出したのは、6月の職員会議のときに登校指導毎回につきたしか1時間だと思えますけれども、調整を取ってください、その6月の職員会議のときには登校指導も含めて、先生方がふだんやられていることについてはこれだけの時間を調整取ってくださいという形で、文書で6月の職員会議のときに示しました。また、夏の夏休みに入る前の職員会議の中で先生方に動静表を書

いてもらいますけれども、その動静表の中でもちゃんと明記をして、何々について調整を取ってください、明記をして先生方に書いてもらった事実があります。

原告は、実際に調整されたんですか。

登校指導については、ちょっとよく、すみません、今覚えておりません。

次に、職員会議のことについて聞いていきます。職員会議では、清掃計画だったり、服務規程であったり、安全点検とか、挙げたら切りないと思うんですけど、そういったことの業務について決定していきますね。

はい。

そこで決定する業務というのは、原告含めた教員というのは、しっかり責任を持ってやるということによろしいですか。

私が事細かく学校の教育活動を全て決めて職員に指示をすることはありませんと言いますか、不可能です。それぞれの校務分掌ごとで毎年毎年反省をして、訂正をしながら年度当初に提案をしているというふうに認識をしております。

結局教員というのは、職員会議で決まった業務というのはやるんですよね。

具体的に言うと、全てのことという意味ですか。

例えば掲示物の管理であったり、作成についても職員会議でこうしてほしいというのが決まっていますよね。

はい。

それについては、教員はやるんですよね。

掲示物につきましては、私も着任したときに職員会議の資料を見て、そのとき初めて分かったところもあるんですけど、私はあくまでもそれは一つの参考資料というふうに捉えております。掲示物の提案があった後にこの掲示物のとおりやっていないとい

うことを職員に指導したこともありませんし、実際にその先生、先生によって学級経営の方法が違います。多少掲示物を変えていることもあります。そのことに対して、私が指導を入れたこともありませんし、逆に工夫をしているときにはこれすごく面白いねというように声をかけることもありますし、確実に職員会議で提案されたもの、それぞれの分掌ごとで提案されたことをきっちりやらなければ校長が指導を加えるということは、子供の命や安全に関わることだとか、あと不祥事防止だとか、そういう大事なこと以外については、細かく言うことは私のほうからしたことはありません。

次に、水曜日に行われていた朝会について聞いていきます。この朝会というのは、午前8時30分に全校生徒が集まる集会ということでよろしいですね。

はい、そうです。

その朝会について、8時30分より前に教員が例えば児童を集めるであったりとか、もしくは5分前に朝会の場に整列すると、というような指示をしたことはないですか。

5分前に整列をさせなさいというふうに指示をしたことは一度もありません。

甲第34号証（平成30年4月4日職員会議資料（体育朝会の隊形と行進進路について））を示す

この朝会の資料ですが、これは見覚えありますか。

細かいところまではありませんけど、こういう体育朝会についての提案が体育部のほうから出ているということは、承知はしております。この下から10行目に5分前に整列できていることが望ましいと書いてありますね。

うん。

だから、生徒は5分前にこれ実際に整列させるようにしていたんですね。

その職員会議の提案資料が出たのは、多分平成30年度の最初の職員会議だと思いますので、その職員会議の前に私がそこまでの詳細なところまでは申し訳ありませんけれども、確認はしきれていなかったところはあります。実際に5分前に子供たちが整列しきっていたかどうかは覚えておりませんが、ただ、その時間帯、決められた8時30分にはそろっているように子供たちが並んでいたことは事実だと思います。

教員は、8時半以前に出勤してこの朝会に生徒を並ばせなければいけないというのは、校長として認識はどうですか。

正直を言いますと、私が校長になってからというよりも私が教員として教壇に立った昭和60年でしたか、そのときからこういう流れで、8時半には自分が担任のときにも子供たちには並ばせてという形でやってきました。なので、自分もそれに対してちょっと前に来て準備をしてやったりしてきましたけれども、8時半ぎりぎりに職員が例えば来たとしても、私のほうから何で8時半ぴったりに来たんだということは、これは一切私のほうではしておりません。ですから、8時半には職員が必ず出勤するように、そういう認識ではおります。

私が質問したのは、朝会が8時半に始まって5分前に生徒が並ぶのであれば、教員というのは、もう8時25分よりももっと前に出勤せざるを得ないんじゃないですかということを知っているんですけど、どうですか。

準備をするとなると・・・。

大丈夫です。じゃ、次に朝自習が月曜、木曜、金曜に行われていましたね。

はい。

これも8時30分に行われていたということによろしいですか。

そうですね。



この自習の準備というのは、教員らは8時30分より前に出勤してやったんじゃないですか。

これは、それぞれの教員のやり方だと思います。私も教員だった時代に8時半、全く同じでしたけれども、8時半より前に来て教室で準備はしませんでした。申し訳ありませんけれども。前日に黒板にドリルの何番をやっておきなさいと書いて、私は8時半前に行ってということはありませんでした。ただ、教員によってはやり方がそれぞれ違います。例えばそういうふうにするほうがやりやすい教員もいますし、子育ての関係でどうしても8時半に来る教員もいますから、そういうふうなやり方を取ります。ただ、教員によっては、自分は前に行ってやったほうがやりやすいという教員ももしかしたらいるかもしれません。ですから、働き方だとか、指導の仕方については、その教員それぞれのやり方だと思いますので、その細かいところまで私のほうから指示をしたりはしておりません。

実態としては、教員は8時半より以前に学校に来て準備していたんじゃないんですか。

8時半ぴったり来ているかどうかは分かりませんが、ただ、最近の職員の様子を見ると、かなりゆったりめで出勤をしております。次に、今回あなたの陳述書では、本来的業務として、教室の整理整頓から落とし物の整理から授業の準備から授業参観の準備であったり、保護者対応に至るまで、それは教員の本来的業務だというふうに御主張されていますね。

はい。

つまりあなたが具体的に命じなくても教員がやるものだというような業務ですよね。

はい。

このような業務というのは、原告が勤務時間外、17時以降も残ってやって

いたということに関して、あなたは認識ありますか。あるかないか。

実際にそのところは見えておりませんので、分かりません。

ただ、勤務時間外に残っているということは、原告がそういった仕事をして  
いたであろうということは納得はできますか。

想像はできます。

このような本来的業務ができない場合、学級運営に支障を来しますよね。そ  
うなると、最終的な責任はあなたが取るのがかもしれないですけど、一義的な  
責任は、やはり担任のクラスを請け負っている人が取るんじゃないですか。

言っている意味がよく分からないんですけど。

分かりました。私の質問が長かったので。ただ、学級運営に支障を来すよう  
な場合に・・・。

どういう場合に学級運営に支障を。

教員の本来的業務が円滑にできなかった場合、学級運営に支障を来しますよ  
ね。

はい。

そのときに最初に責任を問われるのは、クラスを持っている教員個人なんじ  
ゃないですか。

私の認識の中では、今もそうですけれども、職員のクラスで何か問題  
があって保護者から何かしら言ってきたとき、私は常に自分が第一責  
任者だと思っております。それは今でも変わりません。

ただ、保護者対応というのは、原告がやっていたと言うんですけど、実際に  
そうなんですよね。やっていたのは、原告が保護者対応をやっていたという  
ことでよろしいですね。

事実です。

保護者対応とかで17時以降も残っていただろうということは、あなたも納  
得できるんですよね。

私が認識しておるのは、今でも覚えているのは、ある他の学年の教員が子供の指導ですごく悩んでいたときに私のところに相談に来て、私も■■先生が保護者対応とか非常に上手な先生でしたので、■■先生にこの若い教員、少し相談に乗ってあげてもらえないでしょうかというふうに、これは事実です。言いました。その後その教員に親身になって対応してくれていたことも知っております。ただ、どこまでの時間どういうふうに行っているとか、大変申し訳ないんですけども、正確には覚えておりませんが。

そういう本来業務をしっかりと遂行するために原告は勤務時間外にも残って仕事をやっていたんじゃないですか。

そう思います。

次に、あなたが命じた業務ということで、この陳述書では出勤簿の整理、週案簿の作成、健康診断表の作成等の法令で義務づけられたものについては命じているということによろしいですね。

法にのっとるものについては命じております。

自己評価シートの作成であったりとか、家庭訪問の計画表作成についてもあなたは命じられているということによろしいですね。

校長の責任ですので、そう捉えております。

これらの業務は、あなたの認識だと午前8時30分より前であったり、17時以降に命じたことはないということですか。

命じたことはないです。

でも、仕事としてはあなた、命じていたんですよ。

こういう内容の仕事をしてくださいということは、本来業務については直接細かいところまで命じはしません。私が教員のときもそうでした。だから、一つ一つ事細かく例えば整理整頓をなさいだとか、そういうことまでは命じはしませんけれども。

私が聞いているのは、命じた業務として学年会計の作業であったり、自己評価シートの作成であったり、家庭訪問の計画表作成であったり、いろいろあると思うんですけど、そういった仕事については、実際に命じていたということで陳述書に書かれていますよね。

そうです。校長の責任の下ですので、命じておりました。

原告の主張によると、こういった作業も勤務時間外にやっていたということなんですが、それは、あなたとしては納得はできますか。もしくは、いや、それ勤務時間外にやることないでしょうという認識ですか、どちらですか。

明確にこうだというストレートな答えはできないと思います。状況にもよりますので。ただ、校長とすれば、それらの業務を勤務時間内に終わらせるようにできるだけ勤務状況を整える、そういう努力は常にしてきておりますし、原告が他の学校に移動した後も現在にわたって努力はし続けております。

そうすると、あなたの努力にもかかわらず、原告は勤務時間外に残っていたということになるんですか。

そこはよく分かりません。

原告だけが残っていたわけじゃないですよ。

逆に言いますと、5時を超えて・・・。

私が聞いているのは、原告だけが勤務時間を終えても職員室に残っていたかどうかということなんですけど。

残っていた教員もおります。

どの程度残っていましたか。

5時ですか。

例えば5時でいいです。

5時ぴったりですと、今でもはっきり言えますけれども、5時定時に帰る職員は、本校の中では数名います。今現在でも同じです。3名程

度ですか、いますけれども、それ以外の教員については、多くの教員は5時ぴったりで帰ることはないのは事実です。

そういった教員というのは、あなたが命じられた業務であったり、本来的業務をやっていたんじゃないんですか。

そういう状態がなくなるように日々努力していますとしか答えようがありません。申し訳ないですけども。

あなた、先ほど時間外勤務命令は命じたことがないというふうにおっしゃいましたね。ただ、時間外に終わらない仕事については命じているんですね。

終わらないかどうかは分かりませんが、今言われたような仕事を命じたことは事実です。

でも、多くの教員が残っているじゃないですか。なので、終わらない、あなたの責任とは言っていないですよ、私。ただ、教員として終わらない仕事を課せられているということはお認めになられますか。

分かりません。

いや、分からないことはないですよ。多くの教員が残っているんですね。そういう中で、本来的業務であったり、あなたが命じた業務というのをやらざるを得なくて残っているんじゃないですか。

やらざるを得ないで残っているというところがあるかどうかは分かりませんが、働き方の中で自分は5時に帰るんだと決めて仕事をしている教員もおります。そういう教員は、自分の中で仕事の内容を多分精査しているんだと思うんです。私も一担任だった時代もありますけれども、教員、教員によって何を大事にするかが違ってきます。例えばある教科については自分は時間外であってももうどんどん子供のためにやりたいという教員もいれば、そうじゃないところで、学級経営のところでは工夫をして何々会を催したい、そのための工夫をする

ために時間外であってもという教員もおります。中には家庭のことをやはり第一に優先に考えて5時に帰ろうという、そういう教員もおります。それを一般的にこうだと答えることは難しいと言っているわけです。

5時に帰る教員、いると思いますよ。ただ、多くの教員が残っているんですよ。

はい。

その人たちは、自発的にやっているんですか、それともやらざるを得なくてやっているんですか、どちらですか。

分かりませんが、自分で自発的にやっている教員も数多くいると思います。

自発的にやっている業務というのは、教員の本来的業務であったり、あなたが命じた業務なんですよ。ということでよろしいですか。

私が命じた業務は、私は基本的には教職員が自分で学年や学級で創意工夫を生かしながら教育活動に取り組めるような、そういうような学校を目指しております。本当に法的にやらなければならないような必要最小限のところにとどめるように努力をしております。それ以外の部分については、それぞれの学年でこういうことをやりたいということで工夫しながらやっていたりだとか、自分の学級でこういうところを大事にしながらやったりだとか、そういう部分も多分にありますし、または省略している部分もありますし、それを一概に1つにまとめて言うことがなかなか難しいと言っているわけです。

あなたのそういう学校作りというのはすばらしいと思いますけど、例えば民間の世界で、例えばの話ですよ。なので、答えられないなら答えられないとおっしゃっていただいて大丈夫なんですけど、民間の世界では、仕事を与えられてそれで深夜まで残ってやっていたら、それは労働というふうに評価さ

れるわけですよ。じゃ、教員については、本来的業務であったり、あなたが命じた業務を5時以降も残ってやっているということであれば、これ自発的というのはおかしいと思いませんか。

繰り返しの言葉になってしまいますので、先ほどと同じです。やはりそれぞれ、一人一人の教員が自分で子供のためにやりたいと考えていることをできるだけ尊重したいというふうに考えております。それ以外に私が命令をすることについては、繰り返しになりますけれども、法的なこと以外についてはもうできるだけ最小限になるように、そういう思いといたしますか、考えで職員には当たるようにしております。働き方についても常に職員とコミュニケーションを取っているつもりです。今現在どうだろうか、きついのであればこれをなくそうか、または学校の教育活動というのは、全て教育課程の中に組み込まれておりますので、翌年度の教育課程を作るときにも各校務分掌の職員のほうには提案をするときにできるだけ削減をするように、そういう指示をしております。教務主任にも年間の計画の中でできるだけ削減できるものは削減するように指示をしております。実際に私が着任をしたときにも翌年には夏の水泳指導はもうなくそうというような幾つか・

・・・

分かりました。あなたの学校作りはすばらしいと思うんですけど、私が聞いているのは、自発的だということについておかしいと思いませんかということなんです。あなた、先ほど一番最初に子供の成長を一番に願っているとおっしゃいましたよね。その子供たちの前でこういう残業、勤務時間外も働いていることは自発的で、例えば労働じゃないというようなことを胸張って説明できますか。

今の自分の学校経営の中では、自発的な部分が大きいと思っております。

平成30年度の原告がいたときはどうなんですか。そのときも変わらないんですか。

そのときにもそういう思いではおりました。思いは変わらないです。ただ、何年かいることでそれは積み重なっていきますから、自分ができることも。だから、今の状態でもかなりいいとは思いますが、でも、平成30年度でも同じ思いでいたことは変わらないです。

裁判官牧野

陳述書によりますと、あなたは昭和61年から学校教員を行っているということで、今は校長でいらっしゃるというふうなことですけど、いわゆる教壇に立っていた、クラス担任を務めていたというのは、いつ頃くらいまでになるんですか。

管理職になって、あと行政職も含めて12年ほど、間違っているかもしれないけれども、担任を離れておりますので。

じゃ、大体平成20年くらいまで、今から12年前ですから……。

大体です。違っているかもしれませんが、申し訳ありません。

大体そのくらいまでということですか。

はい。

特にあなたが教師として働き始めた昭和、平成初頭の時代くらいですけど、と比べて、教員のいわゆる在校時間みたいなものってあなたが若い頃と今の教師と比べて、何か違いはあるなと思いますか。

今現在ですか。

今現在と、あなたがまだ教師なりたての頃くらいと比べてどうですか。

今の■小で言えば、かなり早く帰れるような状況になってきておりますので、それほど大きく変わらないと思います。

じゃ、今のというと、今は先ほどいろいろな工夫をされて、結構改善されているというふうなことだったと思うんですけど、改善前とか、要は現状と比



べて、やっぱり在校時間というのは、あなたが若かった頃と長くなっているなというふうな印象は感じますか。

一般的には長くなっているような気がします。

それって、あなた御自身の校長としての感覚でいいんですけれども、一般的に昔と比べて学校の先生の在校時間が長くなってしまっているのって、それって何が原因だと思いますか。

私の考えで。

もちろん、もちろん。あなたが校長として思っていच्छることで構わないです。

私が教員になった頃は、教員が自由にいろいろなことができました。自由にとというのは、生徒指導も含めてです。今ですと、保護者の目が非常に、非常に厳しいです。昔ですと子供のために思って指導したことが、いわば親は先生がそう言うんだったら、そのとおりだと言って一緒になって考えてくれました。でも、今はそういう保護者もいれば、なかなか厳しい保護者もいます。昔ですとそういう保護者対応をしなくて済むことが本当に丁寧な保護者対応をしないと大きな問題になって、教員の負担がどんどん、どんどん大きくなる、これは一つの例ですけれども、そういうふうな社会の在り方、地域の在り方がその当時と比べて大きく変わってきているのかなというふうに思います。

じゃ、まず1個保護者対応の時間が増えるということもありましたけど、これ違っていたら違うというふうにおっしゃっていただいて構わないんですけれども、そうするとやっぱり社会とか、保護者の教職に対する目が厳しくなるといって、ルールと言ったら言い過ぎかもしれないですけど、ある程度各教員の中でもこういうふうなことをやっていきましょうとか、こういう方針でやっていきましょうみたいな共通の認識みたいなものを作らざるを得ない場面というのは、やっぱり昔と比べて増えたんですか。

それを作るというよりも、組織で対応するということだと思います。以前ですと、例えばさっきの保護者対応についても何かがあったら担任がある程度もう頑張るといいますか、困ったときには学年主任に相談する、その程度のレベルでした。今ですと、何かそういう可能性があるな、そういう目があるな、批判の何か電話があったなと思ったときにはもう校長なり教頭なり、または別のメンバーも入れて組織で対応して、担任一人に負担がかからないようにということで非常に気を配って、それが一応過重労働にならないような工夫なのかなというふうに思っております。

今回の訴訟では、職員会議なんていうこともちょっと問題に上がってたりしますけれども、同じような質問なんですけど、職員会議の中身とか、在り方、そこで話し合われることというのは、やっぱり昔と比べて今は変わったなというふうに思いますか。

職員会議に提案する量がまず昔に比べると多くなってきたのかな。それは、やはり学校に求められるもの、それは教育委員会からというよりも地域や社会から求められる、また家庭から求められるものが増えてきているので、それに対応するために職員会議の提案のものが増えてきているのかなというところは思います。ただ、それをしないと逆に教員を苦しめてしまう、細かい対応をしなければ、さきの例もそうですけれども、今の時代余計な過重労働になります。逆の意味で。そうならないためにも組織でしっかり対応することが今の時代はすごく重要なのかなというふうに思っております。

つまりあなたの御認識としては、トップダウンでいろんなことが下りてきて業務の量が増えているというよりも、周りの環境の変化に応じて対応しなくちゃいけないこととか、考えなくちゃいけないことというのが増えてきたというのがやっぱり昨今の教育の状況をめぐる変化の原因の一つではないかと

いうふうにお考えになっているということですか。

私はそう思います。上から何とかというよりも、教員にとって一番つらいのは、私はそういう保護者だとか、いろいろなところから、こういうことのほうははるかにつらいですし、そうならないようにということではやはり学校長とすれば気を配っているところです。

裁判長

職員会議の在り方なんですけども、先ほど証人が校長という立場から今運営している職員会議の在り方について御説明いただいたんですが、これというのは、人が変わった場合はどうなんでしょう。

人が変わった場合というのは、どういう意味ですか。

だから、ほかの方が校長の場合にやっぱりトップが変わると運営の形が変わったりするというのは、組織社会としては一般的にあるところなので、皆さん同じような運営の仕方をしているのかどうかというのは。

おなじだとは思いますが、私はやはり今言ったように職員の意見を聞きながら、トップダウンというよりもいい意見があればもう遠慮なく変えますし、事前の運営委員会の中でも提案した内容よりも違った修正意見が出てきて、その意見がもっともだなと思うときには当然修正をしますし、私自身が自分の考えをゴリ押しした例はここ3年間の中でもほとんどないです。それは、子供の安全に係る、最初に言いました登校指導のあのときはお願いしますと、命に関わることなんで、しましたけれども、それ以外のことについては体育祭にしてもいろいろな行事についても、修正意見が出たときにはこちらとしては臨機応変にじゃその方向でやってみよう、でも私とすればできるだけ負担にならないようにということは、それぞれの主任のほうには常に声かけはしております。

以上